

別表3 健康情報等を取り扱う者の分類

健康情報等を取り扱う者	具体的内容	表記
ア) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	校長、教務主事、学生主事、寮務主事、事務部長、総務課長	担当ア
イ) 産業保健業務従事者	産業医、保健師、看護師、衛生管理者、衛生管理担当者	担当イ
ウ) 管理監督者	教職員本人の所属長	担当ウ
エ) 人事部門の事務担当者	総務課課長補佐（総務人事担当）、人事係長、人事係員	担当エ